

## 第7章 期間と送達に関するコメント

### 一 期間について

中国民事訴訟法における期間の規律は、不変期間の規律等について若干の違いはあるものの、日本と類似の構造を持つ。また、期間については、2012年中国民事訴訟法改正においても文言に変化がない。また、関連規定である開廷審理の延期（中国民訴146条、旧132条）、訴訟の中止および終結（中国民訴150条以下、旧136条以下）についても改正はない。

今回の中国民訴法改正は、実務上の問題（立案難、再審難、執行難等）を解消するためになされたと言われている。対して、期間に関する総則は技術的な側面が強く、またそれ自体が訴訟審理の迅速化などをもたらすわけではないため、改正がないことは異とするに及ばない。手続の各局面における期間の設定について言えば、訴訟の遅延は、各国で司法政策上の課題となり得るが、中国では、訴え受理後の審理期間の遷延について特段の手当てをしていないことになる。しかし、審理前の準備段階において、法院が当事者に対して和解を強く勧め、なかなか開廷審理に至らないという現象も指摘されている。この問題に対する対応は、期間の問題ではなく、手続の振分けに関する改正（中国民訴122条本文および但書）等に委ねられることになったと言えようか。

もっとも、上記の中国民訴制度の課題と関連して、期間に関する個別規定に若干の修正があった。当事者が訴えを提起した場合、裁判所がそれを受理（立案）するかどうかの判断基準が不透明であったことが、いわゆる立案難を生じさせ、旧民訴法においても、適法な訴えの提起については、必ずこれを受理しなければならないとの規定があった（旧111条）。これに加えて、2012年改正法では、受理の当否について7日以内に判断を示さなければならないとして、立案難の不安定な状況に置かれた当事者の地位を改善している（中国民訴123条）。